

鳥取県海面漁業権免許方針（案）

平成 2 5 年 3 月
鳥 取 県

目 次

1	鳥取県海面漁業権免許方針（案）について	・・・ 1
2	鳥取県の海面漁業権の現状	・・・ 2
3	鳥取県の海面漁業権漁業に関する指針等	・・・ 3
4	漁業権免許方針（案）	
	○第一種共同漁業権免許方針（案）	・・・ 6
	○第三種共同漁業権免許方針（案）	・・・ 8
	○第一種区画漁業権免許方針（案）	・・・ 9
	○定置漁業権免許方針（案）	・・・ 10
5	その他の漁業についての漁業権設定に関する検討	・・・ 11

1 鳥取県海面漁業権免許方針（案）について

平成25年9月から予定されている海面の共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の次期一斉切替えにあたり、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条の規定に基づき、あらかじめ行うこととされている免許の内容等の事前決定（「漁場計画」の樹立）にあたり、各漁業権の種類ごとの免許について基本的な考え方を記載したものである。

2 鳥取県の海面漁業権の現状

漁業権漁業は共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の3種類であるが、県内では、共同漁業権は第1種共同漁業権及び第3種共同漁業権、区画漁業権は第1種区画漁業権がそれぞれ免許されている。

(参考) 漁業権漁業の種類			
○共同漁業権 (存続期間10年)	第一種	藻類、貝類又は農林水産大臣が指定する定着性の水産動物	組合管理漁業権
	第二種	固定式刺網漁業等	
	第三種	地びき網、つきいそ漁業等	
	第四種	鳥付きこぎ漁業等	
	第五種	(内水面) アユ、ヤマメ等	
○区画漁業権 (存続期間5年)	第一種	小割式魚類養殖等	組合管理漁業権 (経営者免許漁業権)
	第二種	築堤式魚類養殖等	経営者免許漁業権
	第三種	地まき式貝養殖	
○定置漁業権 (存続期間5年)	身網が水深27m以深		経営者免許漁業権
	北海道のさけを対象としたもの		
(注) アンダーラインの漁業種類は、本県にある漁業			



(1) 第一種共同漁業権

第一種共同漁業権は6件設定されており、漁業協同組合に免許されている。一部の港湾区域、漁港区域の除いてほとんどの沿岸域が共同漁業権の漁場区域となっている。漁業の名称、漁業時期、漁場区域、漁業権者については下図のとおり。

○第一種共同漁業権

番号	免許番号	漁業種類	漁業の名称													漁場の区域	漁業権者 (漁協)		
			わかめ	てんぷき	あいわりり	あまぐ	さいのう	くも	あひり	さえ	い	はまり	はい	かき	た			う	な
			漁業時期																
			2/1 6/30	6/6 8/31	11/1 5/31	2/1 8/31	7/21 8/31	2/1 5/31	周年										
①	海共 第1種 共同	1号	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	岩美町～鳥取市瑞穂町	鳥取県 田津	
②		2号	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取市	鳥取県	
③		3号	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取市青谷町～北牟婁町	鳥取県 中部
④		5号	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	琴浦町～水子市宍江町	鳥取県 赤松町
⑤		8号	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	米子市、日吉津村	米子市
																	境港市	鳥取県	

(2) 第三種共同漁業

第三種共同漁業権は、地びき網漁業を対象に2件設定され、漁協に免許されている。漁業権区域は北栄町地先の海共第4号、米子市地先の海共第6号である。

○第三種共同漁業権

番号	免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の区域	漁業権者(漁協)
⑦	海共第4号	第3種共同	地びき網	周年	北栄町	中部
⑧	海共第7号				米子市、日吉津村	米子市

(3) 第一種区画漁業

第一種区画漁業権は15件設定されている。漁港内でのわかめ等養殖が主である。境港市沖合に、ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけを対象とした小割式魚類養殖業として海区第15号が設定されている。

○第一種区画漁業権

番号	免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の区域	漁業権者(漁協)
⑩	海区第1号	第1種区画	わかめ養殖業	11/1～3/31	東漁港内	鳥取県
⑪			わかめ養殖業	11/1～4/30	田後港内	田後
⑫			あわび養殖業	周年	酒津漁港内	鳥取県
⑬			ひらめ小割り式養殖業	周年	船橋漁港内	
⑭			わかめ養殖業	11/1～3/31	船橋漁港内	鳥取県
⑮			わかめ養殖業	11/1～3/31	泊漁港内	
⑯			わかめ養殖業	11/1～3/31	赤碓港内	
⑰			わかめ養殖業	11/1～3/31	平田漁協内	鳥取県
⑱			わかめ養殖業	10/21～4/30		
㉑			わかめ養殖業	10/21～4/30	大山町漁生	鳥取県
㉒			わかめ養殖業	10/21～4/30	米子市宍江町漁生	
㉓			魚類(ぶり・ふぐ・さば・ぎんざけ)小割式養殖業	周年	境港市沖合	

3 鳥取県の漁業権漁業に関する指針等

「鳥取県沿岸漁業振興ビジョン（平成20年12月）」（以下「ビジョン」という。）

鳥取県の沿岸漁業を持続可能な産業として再構築するための課題を関係者と共有し、具体的な取り組みにつなげていくための指針。

本ビジョンは県内全域の沿岸漁業者を始め、漁協職員、流通業者や消費者等と意見交換を行い、「目指すべき方向」と「具体的な方策例」を取りまとめたものであり、漁業権免許切替えの漁場計画樹立に当たっても参考とするべきものである。



<鳥取県沿岸漁業振興ビジョン（関係部分抜粋）>

（※下線部は漁業権漁業関係部分）

1 鳥取県の沿岸漁業の現状

（1）鳥取県の沿岸漁業とは

- 【定義】 鳥取県の漁業は、主に沖合漁業と沿岸漁業に分けられ、うち沿岸漁業は、主に鳥取県沿岸で漁業を営み、漁船の大きさが20トン未満の比較的小規模な漁業経営体を指す。
- 【漁業地区】 県内沿海域のほぼ全域にあたる18地区（3市5町）に点在。
- 【経営体数】 799経営体で、沖合漁業も含めた全体の約95パーセントを占める。
- 【就業者数】 年間30日以上沿岸漁業従事者数は1,058人で全体の約70%を占める。
- 【主な漁獲物】 スルメイカ、ハマチ、サワラ、アジ類、イワシ類、イワガキなど。
（その他、魚類、貝類、エビ・カニ、海藻類等）
- 【生産量】 年間約8,500トン（生産額約37億円）で、本県漁業全体の約13%（約21%）を占める。

（2）漁場の現状

- 【漁獲量、金額の増減】
- ・漁獲量、金額は長期減少傾向。（H8～18の10年間で各26%、20%減）
 - ・魚種ごとでは、ヒラメ・カレイ類やイワガキ・サザエが近年減少傾向。
 - ・一方でサワラ、アワビの漁獲量が増加している。
- 【未利用の水産資源】
- ・クロモ、ハバノリ等の海藻類は、東部ではほとんど利用されていない。
 - ・アカモクは大量に繁茂しているが、食用になることすら知られていない。
- 【漁場環境】
- ・赤潮、エチゼンクラゲ等の漁業被害。
 - ・藻場の減少傾向、漁獲によるイワガキ漁場の減少。
- 【漁業生産活動】
- ・アワビ等の種苗放流による資源の増加傾向
 - ・漁港施設におけるワカメ、イワガキ等の養殖の取組

（3）漁業経営の現状

- 【漁業経営】
- ・経営体数の減少（H16～18の2年間で約11%減）
 - ・漁獲量の減少傾向の中の魚価の低迷。
 - ・燃油等経費の高騰
- 【就業者の減少と高齢化】
- ・就業者は減少傾向（H9～19の10年間で約15%減）
 - ・60歳以上の漁業者が約45%を占める一方、40歳未満は1割程度。
 - ・新規就業者の受け入れ及び准組合員の積極的な受け入れによる活性化の取組。

（4）流通の現状

- 【生産現場】
- ・網代、賀露、境港などの統合された産地拠点市場においてセリにかけられ、産地の仲買によって、県内外の消費地市場、小売店頭に出荷。価格は末端の小売店の売価がベース。
 - ・赤碕町漁協、御来屋・淀江支所などでは漁協直売、消費地市場、仲買、小売店への直接出荷、学校給食等流通の多様化に取り組んでいる。
 - ・ブランド化の取組（夏輝、はた坊等）
- 【流通関係】
- ・境港水揚水産物のうち、県内15%、京浜約27%、京阪神18%、名古屋10%（賀露も同様の傾向。赤碕町漁協は地元向けが過半数。）
 - ・直売施設はおおむね好調な売り上げ。松葉がにへの依存大。
 - ・京阪神には地理的に近いが、消費地市場へは翌日のセリにかけられる。

2 沿岸漁業振興施策の目指すべき方向

（1）育もう！日本海の恵み ～水産資源の確保～

コストのかからない近場漁場に目を向け、きれいで安心な「とっとりの魚」を育む漁場の確保と回遊魚の効率的な利用

① 近場漁場の有望資源の確保

- ア) 砂浜資源の増産
 - ・ パイの資源回復による近場漁場づくり
- イ) 磯場資源の増産
 - ・ もうかる栽培漁業対象種（アワビ等）の放流拡大
- ウ) 既存漁場の機能回復
 - ・ 稚貝付着面再生によるイワガキ漁場の回復
 - ・ 藻場造成事業による豊かな漁場づくり
- エ) 漁港施設等を利用した自然に優しい養殖の推進
 - ・ イワガキ・ワカメの養殖

② 増えてきた回遊資源（サワラ・ハマチなど）の効率的な利用

- ア) 回遊生態に基づく効率的な漁獲
- イ) 漁場情報に基づく効率的な漁獲

③ 未利用資源の開拓

- ア) 未利用資源の産物化
 - ・ 売れる海藻の掘り起こし
 - ・ ワカメ資源の利用拡大

④ 安全安心な「とっとりの魚」の確保

- ア) イワガキのノロウイルス被害の防止
- イ) 水質・貝毒の監視

(2) 挑戦！活力ある漁村づくり ～漁業経営の効率化～

① 省エネ漁業への転換

- ア) 省エネ機器の導入
- イ) 潮流情報に基づく省エネ操業体制づくり
- ウ) 近場漁場の利用促進

② 漁場の変化に対応した漁法への転換

- ア) 新たな漁法へのチャレンジ
- イ) 魚種組成の変化や省エネに対応した漁法の転換
- ウ) 省エネ漁法の導入

③ 効率化を考慮した許可漁業のあり方の検討

- ア) 効率性と持続性を考慮した操業条件の見直し

④ 経営能力の向上

- ア) 有益な漁業経営情報の確実な伝達体制づくり
- イ) 漁業者の経営能力の向上
- ウ) 安定収入を目指した協業体の創出
- エ) 経営安定のための支援制度の活用

⑤ 漁業就業者の確保

- ア) 漁業研修事業の見直し
- イ) 漁業就業者の受け入れ促進

(3) 魅力アップ！日本海の恵み ～付加価値の向上～

① 生産現場での価格向上

- ア) 生産者（漁業者・漁協等）の意識醸成
- イ) 鮮度を売り物にした価格向上

② 販路拡大や流通の簡素化・多様化

- ア) 消費地（都市圏）における鳥取県産漁の積極的なPR
- イ) PRグッズの充実
- ウ) 地産地消の推進
- エ) 流通チャンネルの多様化・簡素化

③ ブランド化による漁価向上

- ア) ブランド化の推進

④ 特産加工品づくりの促進

- ア) 地域特産加工品の掘り起こしとPR
- イ) 未利用資源の加工品づくり
 - ・ 生産者と流通・加工業者とのタイアップによる未利用資源の活用

⑤ 漁食普及・食育・観光連携

- ア) 料理教室の開催・伝統的食文化の伝承
- イ) 消費者ニーズに応じたサービス
- ウ) 観光連携による漁村の活性化

4 漁業権免許方針

< 第一種共同漁業権免許方針（案） >

1 基本的な考え方

第一種共同漁業権は、藻類、貝類、又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業であり、漁業協同組合に免許される。共同漁業は組合による漁場管理がなされ、その漁業権の関係地区の漁業者が共同して漁場を利用するものであるため、免許を受けた組合が自主的に漁場管理及び資源の保護培養を行う必要がある。

については、漁業協同組合が管理計画に基づき適切に漁場を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大及び密漁等の行為から当該漁業の保護を図るもの、併せて、漁業権漁業を活用した商品開発の推進や観光事業との連携等、地域振興に資するものについて免許する。

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 免許先 漁業協同組合
- (2) 漁業種類 第一種共同漁業権
- (3) 漁業の名称（漁業権内容種）

① 既存の漁業権魚種の考え方

現在免許されている15種については、ほぼ全ての種類で現免許期間中の漁獲実績を確認した。また、漁獲実績を確認できなかったものについても、該当漁業協同組合において漁場の管理による資源保護を行っており、既存の魚種については引き続き漁業権の内容種として設定するものとする。

② 新規設定のある魚種の考え方

第一種共同漁業権は、その前提として漁業関係者による資源の保護培養と自治的な漁場管理を特に必要とするものである。また、漁場生産力の維持増大を図るとともに、加工品開発・販売による雇用創出等、地域振興にも資する観点も考慮し、新規の漁業権内容種の設定は、以下の方針により、その可否について検討する。

ア 漁業生産において重要な魚種、地域振興において有益な魚種

イ 漁協管理により積極的に資源の保護培養を図ることができる魚種

魚種	海区	考え方
あかもく	1号 2号 3号 5号	<ul style="list-style-type: none"> ○漁獲実績がある。 ○一部の漁協では、一次処理したものを水産加工会社に出荷したり、加工品の開発等を行っている。 ○関係漁協は増殖場の造成等、積極的に資源の保護培養を行っている。 ○関係漁協は重要・有望な魚種として今後も漁獲、加工、販売等を進めていく方針である。 ○県も未利用海藻の積極的な活用についてビジョンで目指すべき方向を定めるとともに、漁協が行う取組について支援を行っている。 ○以前から漁業者以外の漁獲は少なく、調整上の問題が発生する可能性は薄い。 <p>→新規として設定すべきと考える。</p>
くろも	1号 2号	<ul style="list-style-type: none"> ○漁獲実績がある。 ○一部の漁協では、一次加工品を出荷している。 ○漁業権設定済みの海区では漁場管理を実施、資源保護培養は可能。 ○県も未利用海藻の積極的な活用についてビジョンで目指すべき方向を定めるとともに、漁協が行う取組について支援を行っている。 ○漁業者以外の漁獲は少なく、調整上の問題が発生する可能性は薄い。 <p>→新規として設定すべきと考える。</p>
ひじき	5号	<ul style="list-style-type: none"> ○漁獲実績がある。 ○一部の漁協では、加工品の開発中。 ○関係漁協は増殖場の造成等、積極的に資源の保護培養を行っている。 ○関係漁協は重要・有望な魚種として今後も漁獲、加工、販売等を進めていく方針である。 ○県も未利用海藻の積極的な活用についてビジョンで目指すべき方向を定めるとともに、漁協が行う取組について支援を行っている。 ○漁業者以外の漁獲は少なく、調整上の問題が発生する可能性は薄い。 <p>→新規として設定すべきと考える。</p>

魚種	海区	考え方
なまこ	8号	<p>○漁獲実績がある。(県内のなまこの水揚量の約9割を境港支所が占めている。(2010年～2012年))</p> <p>○既に漁業権内容種に設定されている6号海区と漁業区域が隣接している(他の海区にはすべて設定。)</p> <p>○漁期、漁獲時間、漁獲量を取り決め、漁場管理を行っている。</p> <p>○資源増殖についても、他県では種苗の放流、県栽培漁業センターでも増殖調査を行っており、将来的には取組可能。</p> <p>→新規として設定すべきと考える。</p>
にし、にいな	1号 2号 3号 6号	<p>○漁獲実績がある。</p> <p>○現在は漁場管理を行っていない。</p> <p>○積極的な資源の保護培養を行うことが困難。</p> <p>○以前から組合員以外の者も漁獲しており、漁業権を設定した場合、組合において漁場管理上これらの者との調整が必要。</p> <p>→新規魚種とはしない。</p>
にいな	5号	<p>○漁獲実績があり、漁獲量、漁獲額共に他の貝類と比較しても寡少な ものではない。</p> <p>○漁業時間の制限、サイズ制限等の資源管理方策を検討。</p> <p>○以前から組合員以外の者も漁獲しており、漁業権を設定した場合、 組合において漁場管理上これらの者との調整が必要であるが、採捕 ルールについて地域住民等とも協議し明確化すること、また、魚種 の絞り込み等の方策により調整の問題も解消が可能。</p> <p>→問題点を解消する取組が確実に実施されるのであれば、新規魚種と すべきと考える。</p>

(4) 漁業時期 魚種の生息実態及び漁業の操業実態をもとに設定する。

ア 貝類等の水産動物は、周年とする。

イ 藻類は、実際の採捕期間とする。(県内漁業者が採捕する最大の期間)

(5) 漁場の区域

ア 現行免許どおりの海区割り、沖だし距離とする。

(沖だし距離について当県では、以前から漁業権対象魚種が生息している概ね水深20メートル以浅域を、漁業権漁業の漁場の区域としており、東部海域(岩美町～北栄町)では距岸1,500メートル、西部海域(琴浦町～境港市)では距岸2,000メートルまでの区域を漁場の区域としている。)

イ 漁港・港湾内の漁業権は、漁業利用状況及び管理者との調整により設定する

(漁業協同組合から要望があり、港湾、漁港管理者等との協議の上、公益上支障のないものについて設定する。)

※新たに港内の漁業権を設定する予定の港湾、漁港

酒津漁港、泊漁港、淀江漁港、赤碕港、御来屋漁港

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 制限又は条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。(※現免許と同様)

5 存続期間 10年(平成25年9月1日から平成35年8月31日)

6 その他

(1) 原則として貝類の増殖は、種苗放流等積極的な方法により行う。

(2) 漁業権の行使状況を年1回知事へ報告する。(漁業法第134条)

※現免許と同様

< 第三種共同漁業権（地びき網）免許方針（案） >

1 基本的な考え方

砂浜域の漁業として地びき網漁業は重要であり、その漁場区域内において多様な漁船漁業がふくそうしている。このため、当該漁業は漁船漁業に比べ機動的でないことから漁業権を免許して、組合による適切な漁場管理計画の基で操業を保護し漁業生産力の維持増大や観光業との連携による地域振興を図る。

なお、漁業権で行う地びき網の条件は次のとおりである。

- (1) 行使者（経営体）があり、操業実態がある。（通常操業、観光地びき）
- (2) 漁協が共同漁業として適切に漁業管理している又は今後管理する見込みがある。
- (3) 他種漁業との調整上、保護する必要があるもの。

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 免許先 漁業協同組合
- (2) 漁業種類 第三種共同漁業権
- (3) 漁業の名称 地びき網漁業
- (4) 漁業時期 操業実態から周年とする。
- (5) 漁場の区域

自然条件、漁業者の漁場利用状況、漁業協同組合の漁業管理実態及び漁業調整の観点に基づいて設定する。また、物理的に漁業が営めない区域、操業実態がない区域は除外。

以上から、現在免許している漁場区域を基本とし、操業実績等考慮し以下のとおり設定する。

ア 北栄町 現行区域を基にする。

イ 米子市・日吉津村

現行区域を基にするが、操業実態がない皆生漁港から日吉津村までの距岸300メートルの区域は除く。

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 制限又は条件

(北栄町)

ア 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあつては、旗を灯火に変えた形で標識を設置しなければならない。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(米子市)

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

※現免許と同様

5 存続期間

社会環境・自然環境の変化に対応できる期間として5年間とする。

(平成25年9月1日から平成30年8月31日まで)

※現免許と同様

6 その他

(1) 操業実態のない地区には漁場計画を樹立しない。

(2) 漁業権の行使状況を年1回知事へ報告する。（漁業法第134条）

※現免許と同様

＜第一種区画漁業権免許方針（案）＞

1 基本的な考え方

養殖業を推進し、港内等の未利用水面での漁業生産力の維持増大を図るため、漁業調整上、公益上の観点から支障が無ければ漁業協同組合又は意欲のある経営者に積極的に免許を行う。

2 免許の内容たるべき事項

(1) 免許先 養殖業に意欲のある漁業協同組合又は経営者

(2) 漁業種類 第一種区画漁業権

(3) 漁業の名称

現在安定的に養殖が行われている種類、新たに漁業振興策として養殖を行う種類を設定する。

※新規種類追加設定予定

あじ（海区第15号、境港支所）

(4) 漁業時期 実際に養殖が行われる時期を設定する。

(5) 漁場の区域

① 現在、漁業権が免許されており養殖が営まれている区域、具体的な養殖計画がある区域を設定する。

なお、港湾内、漁港内等については、港湾、漁港管理者等との協議の上、公益上支障のないものについて設定する。

② 漁場区域の基点について、緯度経度による表記を行う。（漁場区域が港湾、漁港内の場合は除く。）

※新規設定予定箇所

東漁港（わかめ）、泊漁港（わかめ）、境港市沖（いわがき）

※区域変更等予定箇所

酒津漁港（海区第3号、除外）、船磯漁港①（海区第4号、除外）、船磯漁港②（海区5・6・7号、変更）

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 制限又は条件 (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。
ただし、夜間にあつては、灯火による標識によるものとする。
(2) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

※現免許と同様

5 存続期間 5年間（平成25年9月1日から平成30年8月31日）

6 その他 漁業権の行使状況を年1回知事へ報告する。（漁業法第134条）

※現免許と同様

< 定置漁業権免許方針（案） >

1 基本的な考え方

定置漁業権は、漁具を設置して営む漁業で、身網（魚を溜める部分）の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル以上であるものをいう。

漁獲量や魚価の低迷、経費の高騰など厳しい状況が続くなか、定置漁業は一定の漁獲量が確保でき、また漁獲される魚種が豊富であるほか、高鮮度出荷が可能となる。産地としての水産物供給体制を維持、強化が図られるため、意欲のある漁業協同組合又は経営者に積極的に免許を行う。

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 免許者 定置漁業に意欲のある漁業協同組合又は経営者
- (2) 漁業種類 定置漁業
- (3) 漁業時期 実際に定置漁業が行われる時期を設定する。
- (4) 漁場の区域 ①定置漁業の計画がある区域を設定する。
②共同漁業権区域内では、共同漁業権免許者の同意を必要とする。
③漁場区域の基点について、緯度経度による表記を行う。

3 免許予定日 平成25年9月1日

4 制限又は条件

- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- (2) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない

5 存続期間 5年間（平成25年9月1日から平成30年8月31日）

6 その他 漁業権の行使状況を年1回知事へ報告する。（漁業法第134条）

【参考】

現在免許していない

5 その他の漁業について漁業権の漁場計画策定に関する検討

(1) 第二種共同漁業

第二種共同漁業とは、網漁具（えりやな類を含む）を移動しないように敷設して営む漁業であり、定置漁業及び第五種共同漁業以外のもので、小型定置網漁業、固定式刺網漁業、敷網漁業、えりやな漁業をいう。

① 小型定置網漁業

現在許可漁業として取り扱っている。漁業を営む者が特定しており、共同漁業権とするには適当でない。従来どおり知事許可漁業とする。

② 固定式刺網漁業

現在の固定式刺網漁業は広範囲にわたって操業するものであり、漁業権とすべきでない。よって、従来どおり知事許可漁業とする。

(2) 第三種共同漁業（つきいそ漁業）

第三種共同漁業のつきいそ漁業とは、その漁法をいかなを問わず漁業関係者によって管理又は設置された魚礁に集まる魚を対象として行われる漁業である。

水産庁の漁場計画樹立に関する通知（「漁場計画の樹立について」平成24年6月8日付24水管684号）によると、「国の補助事業により設置した魚礁については、漁業調整その他公益上の支障がなく、漁業生産力の維持発展に資すると認められる場合には、つきいそ漁業権を設定しても差し支えありません。ただし、これらの事業の性格を十分考慮し、設定位置は原則として既存の共同漁業権漁場内に限るとともに、遊漁との調整についても十分配慮する必要があります。

既存の共同漁業権の漁場の区域外の魚礁は、関係する組合が広範囲にわたり、入会的利用状況となっていることが多いため、つきいそ漁業権の設定については慎重に対応してください。」となっている。

当該通知から、県が設置した魚礁については、基本的に共同漁業権の漁場区域外にあるとともに、広く漁業者等の利用を想定した設置目的のため、漁業権の設定は行わない。

また、市町村が共同漁業権内に設置している魚礁等については、該当する魚礁の設置目的等の精査や（遊漁者等他の利用を想定しているものの設定は困難。）、海区内の漁業者（他の漁業との調整）、他の海区の漁業者、遊漁者との調整が必要である。

このことから、これらの魚礁の漁業権の設定は、漁場の利用が特定の漁業者に限定されることもあるため、魚礁の設置目的が当該つきいそ漁業のために設置されたものであり、併せて関係漁業者、遊漁者との調整が付いているもの以外は漁業権の設定は行わない。